

『岡山商大論叢』（岡山商科大学）

第44巻第2号 2008年11月

Journal of OKAYAMA SHOKA UNIVERSITY

Vol. 44 No. 2 November 2008

《判例研究》

自継定期にかかる預金払戻請求権の 消滅時効の起算点について

下 田 大 介

Extinctive Prescription for the Time Deposit Renewed Automatically

Shimoda Daisuke

- ① 預金払戻請求事件、最高裁平17（受）844号、平19.4.24三小法廷判
決、上告棄却、民集61巻3号1073頁、判時1979号56頁、判タ1248号
107頁、金法1818号75頁、金判1277号51頁
- ② 預金払戻請求事件、最高裁平17（受）1519号、平19.6.7一小法廷判
決、破棄自判、裁時1437号18頁、判時1979号61頁、判タ1248号111
頁、金法1818号80頁、金判1277号55頁

〔事案の概要〕

①事件

X₁は、昭和62年2月23日、A信用組合に対し、年利3.86%、期間1年の約定で、200万円を預け入れた。本件預金契約には、この契約が、満期日

に、前回と同一の期間の預金契約として、自動的に継続されること、また預金者が本件預金契約の継続を停止するときは、満期日までに継続停止の申出をすべきことなどを定めた、自動継続特約が付されていた（以下、自動継続特約を「自継特約」、これを付された定期預金を「自継定期」と略記することがある）。なお、この特約によれば、預金者から預金契約の解約申入れがあっても、Aがこれに応じない場合には、預金者は、その後に到来する満期日に初めて、預金の払戻しを受けることができるとされていた。

その後、Aは合併によりB信用組合となり、さらに平成14年8月19日、BはY₁（東京スター銀行）に対し、その営業を譲渡した。

X₁は、平成14年8月13日、営業譲渡前のBに対し、本件預金契約にかかる定期預金証書を提示し、預金契約の解約を申し入れて、預金の払戻しを請求した。しかし、Bは本件預金はすでに払戻されているとして、解約申入に応じなかった。

そこで、X₁は、平成15年6月23日、Bの営業譲渡先であるY₁を相手取って、本件訴えを提起した。これに対し、Y₁は、本件預金契約は、締結の約3カ月後に解約され、預金は払戻されたとして弁済を主張するとともに、予備的に、本件預金の払戻請求権の消滅時効がすでに完成しているとして、これを援用した。なお、Y₁は、弁済の事実を証明するため、A作成の取引明細表を提出し、これに払戻しの記載がなされていると主張したが、払戻手続に関する証書その他の伝票類の保管期間はすでに経過しており、当時Aにおいてどのような書類が作成・授受されたからは不明であるとしている。

第一審^{*1}は、Y₁の弁済の抗弁についてとくに言及することなく、自継定期の「預金者としては、預入れ後、初回満期日までに継続の停止を申し出れば初回満期日以後に預金の払戻しを受けることができたのであるから、

*1 千葉地判平16.7.22金法1736号62頁、金判1198号5頁。

実際に継続停止の申出をしたかどうかにかかわらず、初回満期日から消滅時効期間が起算されると解するのが相当である」として、時効の完成を認め、X_iの請求を棄却した。

原審^{*2}は、Y_iの弁済の抗弁について、「…取引明細表は、Aの取引に関する電算記録の写しで、本件定期預金の払戻しをうがかわせる記録があるものの、Aにおいて作成されたもので、これのみによっては、弁済の事実を認めることはできず、……かえって、X_iは、本件定期預金に係る預金証書を所持しており、その再発行などの特段の事情がない限り、未だ本件定期預金の払戻しを受けていないことが推認され」るとして、これを認めなかった。その上で、消滅時効の成否について、本件自継定期は「預金者であるX_iから払戻請求がなされない限り、満期の日、何らの行為を要せずに、従前と同一の預入期間の定期預金として継続される……。これによれば、本件定期預金は、X_iが払戻請求をしないと、更に満期の日から一年後を期限とするものとなり、X_iは、新たな期限まで払戻請求をすることができず、消滅時効期間が進行することはない」として、消滅時効の完成を否定し、X_iの請求を認容した。

そこで、Y_iは、消滅時効の成否についての判断を不服として、上告した。

②事件

X₂は、昭和61年11月19日、C信用組合に対し、年利4.23%、期間1年の約定で、100万円を預け入れた。本件預金契約には、同契約が満期日に前回と同一の期間の預金契約として自動的に継続されること、預金者が契約の継続を停止するときは、満期日までにその旨を申し出るべきことなどを定めた、自継特約が付されていた。また、特約では継続回数は10回を限度とするとされていた。

*2 東京高判平17.1.19金法1736号57頁、金判1209号4頁。

Y₂（みなと銀行）は、平成12年12月11日、Cの破綻により、その事業を譲り受け、本件預金契約にかかる債務を承継した。X₂は、平成15年6月25日、Y₂に対し本件預金の払戻しを請求したが、Y₂は、本件預金をCから承継した記録がないとして、これに応じなかった。そこで、X₂は、平成15年8月26日、本件訴えを提起した。これに対し、Y₂は、本件預金の払戻請求権につき10年の消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。なお、Y₂は、本件預金債務の存在およびその承継について、事業譲渡に際してCから示された預金債務の資料に本件預金の記載がないので、仮にそれが存在したとしても、債務承継の対象とならず、また、平成2年10月31日付のC作成による定期預金残高一覧表に、本件預金が記載されていないのは、少なくとも同日までに預金が払戻されたためであると主張している。さらに、平成12年11月にCが廃棄処分した書類の中に、払戻を示す資料が含まれていたものと考えられるとしている。

第一審^{*3}は、Y₂の本件預金は債務承継の対象外であるとする抗弁に関し、「本件預金については、これが事業譲渡日に存在している限り、……Cの資料から欠落しているものであっても、Y₂は事業譲渡により、Cから、これを承継する」として、認めなかった。また、Y₂の弁済の抗弁については、「定期預金を解約する場合は、定期預金証書の受取欄（裏面）に届出の印章によって記名押印し、同証書をCに提出することが定められているところ、本件預金の定期預金証書の受取欄には、何らの記載、押印もなく、同証書は、現在、X₂が所持しているから、〔定期預金勘定残高一覧表および顧客預金取引口座照会票－筆者〕に本件預金の記載がないからといって、本件預金が既に弁済されているとの立証があったとはいえない」とした。さらにCとX₂との従前の定期預金の解約に関する取引実態を認定し、「本件預金について、X₂は、その払戻に際して『便宜扱い』を受け、証書については、これを返還していない可能性や、本件預金が既に払

*3 神戸地判平16.11.29判時1979号65頁、金法1818号83頁、金判1277号59頁。

戻されているのを認識しないまま、喪失届を提出している旧証書をもって、払戻請求をした可能性を否定できない」としつつ、「しかしながら、Y₂は、本件預金は、既に払戻された（弁済された）と主張するも、それがいつ、どのようにして弁済されたものかについて、何ら具体的に主張、立証していないし、X₂が、本件預金にかかる証書について喪失届を提出した証拠もない」として、弁済の立証が十分であるとは認められないとした。

その上で、第一審は、消滅時効の成否について、「X₂は、その満期日までに継続停止を申し出た場合には、本件預金の最初の満期日……に払戻を受けうることができたものである。そうすると、この最初の満期日……に、本件預金にかかる預金債権を行使することについて、法律上の障害はないといえ、したがって、同日が、『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』（民法一六六条一項）といえるから、同日から時効が進行するものと解される」として、消滅時効の完成を認め、X₂の請求を棄却した。

原審^{*4}は、本件預金債務の不承継および弁済の抗弁については、第一審判決における事実認定をほほそのまま引用し、これを認めなかつた。その上で、消滅時効の成否について、X₂が、継続停止の申出をしても、払戻しを受けることができるのは次の満期日以降であるから、法律上の障害がなくなるものではないと主張を補充したのに対し、「預金者の方的意思によって排除できる自動継続に係る弁済期の定めは、消滅時効の進行を妨げる法律上の障害とはならないというべきである。したがって、X₂の本件預金債権の消滅時効は、継続停止の申出の有無にかかわらず、最初の満期日から進行するものと解するのが相当であ」るとして、控訴を棄却した。

そこで、X₂は、消滅時効の成否についての判断を不服として、上告した。

*4 大阪高判平17.5.18判時1979号64頁、金法1818号81頁、金判1277号58頁。

〔判 旨〕

①および②事件にほぼ共通する判旨部分

「自動継続定期預金契約における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金または元利金について、前回と同一の預入期間の定期預金契約として継続させることを内容とするものである（最高裁平成一一年（受）第三二〇号同一三年三月一六日第二小法廷判決・裁判集民事二〇一号四四一頁参照）。消滅時効は、権利行使することができる時から進行する（民法一六六条）が、自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となるということを繰り返すため、預金者は、〔①事件では、ここに「解約の申入をしても、」という一句が挿入されている一筆者〕満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権行使することができない。したがって、初回満期日が到来しても、預金払戻請求権の行使については法律上の障害があるというべきである。

もっとも、自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日（継続をしたときはその満期日）より前に継続停止の申出をすることによって、当該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一方的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、自動継続定期預金契約は、預金契約の当事者双方が、満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結したものであることは、その内容に照らして明らかであり、預金者が継続停止の申出をするか否かは、預金契約上、預金者の自由にゆだねられた行為というべきである。したがって、預金者が初回満期日前にこのような行為をして初回満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に関し、初回満期日から預金払戻請求権行使することができると解することは、預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反するというべきである。そうすると、初回満期日前の継続

停止の申出が可能であるからといって、預金払戻請求権の消滅時効が初回満期日から進行すると解することはできない。」

①事件の判旨の続き

「以上によれば、自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、預金者による解約の申入れがされたことなどにより、それ以降自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行するものと解するのが相当である。」

②事件の判旨の続き

「以上によれば、自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行するものと解するのが相当である。／これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、本件預金契約は、継続回数が一〇回に達した後の満期日になって初めて自動継続がされることがなくなったものであるから、本件預金の払戻請求権の消滅時効は、同満期日……から進行し、上告人による……預金払戻請求の時にはまだ完成していなかったというべきである。」

〔研 究〕

1. はじめに

自継定期とは、定期預金のうち、その満期日以前に預金者から継続停止の申出がなされない限り、当事者の何らの行為も要せずに、つまり自動的に、満期日において払い戻すべき元金または元利金について、前回と同一の預入期間の定期預金として継続され、預金者から継続停止の申出があった場合には、原則として、当該申出以降に最初に到来する満期日（次回満期日）に預金が払い戻される^{*5}とする特約^{*6}が付されたものをいう。本件（①および②事件）においては、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅

時効は、いつから起算されるのかが争点となった。

すなわち、自継定期では、預金者が継続停止の申出をしないまま満期日を経過すると、自動的に従前と同一の預入期間まで期限が延長され、弁済期が到来しないことになる一方、預金者は、継続停止を申し出れば、次の満期日以降は払戻しを請求できることから、民法166条1項の「権利行使することができる時」をどの時点と解するかについて、種々の見解が示されていた。また、従来の判例・学説によれば、「権利行使することができる時」とは法律上の障害がなくなった時を意味するが、法律上の障害があっても、債権者の意思によってこれを取り除くことができる場合は、時効の進行を妨げないと解されてきた^{*7}。この点について、自継定期では、預金者は、その申出により、以後の自動継続の取扱いを排除することができるものの、満期日から満期日までの間は、預金の払戻しを受けることはできず、継続停止の申出がなされない限り、そのような取扱いが繰り返されるため、時効は進行するとみるべきかどうか、見解が分かれていた。

2. 従来の下級審裁判例の状況

自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の起算点について判断を示した下級審裁判例には、本件（①および②事件）両判例の原審・第一審を

*5 銀行実務では、自継特約の付されていない定期預金も含めて、預金者から、満期日より前に定期預金の解約ないし払戻しが求られた場合には、銀行がこれに応じることも少なくないようである。ただし、その場合には、普通預金の利率により付利された額が払い戻される。

*6 本件両判例が引用する最判平13.3.16判タ1059号56頁は、銀行に対して有していた自継定期を含む多数の定期預金債権の仮差押えを受けた預金者が、仮差押えの取り下げ後に、当該銀行に対して、仮差押えからその取り下げまでの間の定期預金利息の支払い等を求めたという事案で、自継定期における自継特約について、「預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間、定期預金として継続させることを内容とするものであり、預入期間に関する合意として、当初の定期預金契約の一部を構成するものである」と判示する。

*7 川島武宜編『注釈民法(5) 総則(5)』(有斐閣、1967年) 281頁【森島昭夫】参照。

除くと、以下の4件がみられる。

東京地判昭54.4.12判時926号109頁（③事件）

事案は、訴外会社への融資のための裏預金として預け入れられた架空個人名義の定期預金が数次継続書替えられた後、Y₃銀行の行員がこれを無断で解約のうえ着服したというケースであった。本件判決は、本件預金は自継定期であると認定したうえで、「自動継続の特約は、定期預金の満期が到来したときに銀行が書替をする契約上の義務を負うというのにとどまり、実際に書替がなされなかつた場合にまで、当然に新しい定期預金契約が銀行と債権者との間に設定されるものではないと解される（そう解しないと当事者の特約で永遠に時効にかかるない債権を設定できることになり、一年満期の定期預金という契約の性格にも矛盾し、また預め銀行に時効の利益を放棄させることと等しくなり、不当である）ので、自動継続の特約の存在のみでは時効期間の進行は妨げられないと判断するのが相当であ」るとして、消滅時効の完成を認め、X₃の請求を棄却した。

もっとも、③事件の控訴審判決^{*8}では、本件預金は自継定期ではないと認定したうえで、Y₃による時効消滅の主張を援用権の濫用として認めず、X₃の請求が認容されている。そのため、③事件第一審判決は、自継定期の預金払戻請求権の消滅時効の起算点に関する先例としての意義に乏しいものといえよう。

大阪地判平14.11.8金判1217号44頁（④—I事件）

事案は、架空名義の自継定期について、X₄が払戻を請求したところ、Y₄信用組合は弁済を主張し、また消滅時効を援用したというものであった。本件判決は、Y₄の弁済の抗弁を排斥したうえで、「自動継続特約が付された定期預金でも、預金者は、最初の満期日以降、払戻を受けることが可能

* 8 東京高判昭58.2.28金判677号32頁。

であり、消滅時効が進行すると解されるところ、書替手続がとられ、証書上に新たな満期日と共に記載された場合には、債務を承認した上、新たな満期を設定したものとして、上記満期日から新たに消滅時効が進行すると解するのが相当である。／原告は、自動継続特約が付されている場合、書替の手続がなくとも、満期時点で自動的に1年更新されるもので、更新時に新たな預金契約がなされたものと解すべきである旨主張するが、これによれば、当事者の特約により永遠に時効にかかるない債権を設定することとなり、定期預金の性格からしても相当なものではな」いとして、消滅時効の完成を認め、X₄の請求を棄却した。

大阪高判平15.3.18金法1740号33頁、金判1217号39頁（④－II事件）

④－I事件の控訴審判決である。本件判決は、時効期間を一般債権として10年とした^{*9}ほかは、原審と同旨を判示し、控訴を棄却した^{*10}。

大阪高判平14.11.12金法1740号40頁（⑤事件）

事案は、無記名式の自継定期について、無記名定期預金の新規受入れの停止と速やかな整理を指示する旧大蔵省の通達に沿って、本件預金を雑益編入したY₅信用組合が、X₅からの払戻請求に応じず、無記名定期預金を普通預金に振替えれば、預金者は払戻しを請求できる状態になるとして、雑益編入時を起算点とする預金払戻請求権の時効消滅を主張したというケースであった^{*11}。本件判決は、「本件各預金は、預金者から申し出がない限り自動継続されるから、本件各預金の消滅時効は、X₅が払戻を求めた

*9 商法522条本文は、「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する」と定めるが、信用組合は商法上の商人ではなく、また、本件では預金者も株式会社等ではなく、本件預金は商行為とはいえないことから、払戻請求権の時効期間は10年間であるとされた。

*10 なお、④事件の上告受理申立てに対し、最一決平17.1.27（平成15年（受）第1085号）は上告不受理を決定している。

*11 なお、⑤事件の第一審（神戸地判平14.6.27金法1740号42頁）では、消滅時効の成否について、争われていないようである。

……日から進行を始めたものというべきである」として、時効消滅を認めず、X₅の請求を認容した。

3. 学説状況の整理

ここでは、上に紹介した判例・裁判例に対する評釈を中心として^{*12}、学説が、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の起算点について、どのように解しているかを紹介し、各説に対する批判やそれへの反論を整理することとする。

(一) 純粹および原則初回満期日説

純粹初回満期日説（以下、「見解①」とする）は、預金者が継続停止を申し出たかどうかにかかわらず、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効は初回満期日から進行するとする見解^{*13}である。その論拠の中心^{*14}は、法律上の障害であっても、債権者の意思でそれを取り除くことができるときは時効の進行を妨げないと解されており、自継定期においても、預金者は、初回満期日以前に継続停止を申し出れば、初回満期日以降、払戻請求が可能であるから、法律上の障害はないという点にある。しかし、この見解に対しては、預金者が初回満期日までに解約申出をせず、金融機関

*12 本文で紹介するもののほか、自継定期は継続停止の申出がなければ継続するから、払戻請求権の消滅時効は進行しないが、解約告知権は初回満期日から20年の時効にかかるという見解（寿円秀夫『新銀行実務講座 第2巻 預金』（有斐閣、1968年）362頁、村岡二郎＝寿円秀夫『預金取引 新基本金融法務講座・1』（金融財政事情研究会、1975年）385頁）や、初回満期日から20年経過すると銀行の書替義務が時効消滅し、その時から預金の消滅時効が進行するという見解（加藤一郎＝吉原省三編『銀行取引〔第6版〕』（有斐閣、1994年）47頁）などがみられる。

*13 小田垣亨「自動継続特約付定期預金の消滅時効の起算日」金法1738号83頁（2005年）参照。また、菅野佳男「自動継続定期預金と消滅時効の起算点」判タ1163号106頁（2005年）も、「私契約による強行法的要素を多分に含む時効制度の否定は、許されない」として、①事件第一審判決（前掲千葉地判平16.7.22）による見解①の採用を支持するようである。②事件の第一審（前掲神戸地判平16.11.29）および原審（前掲大阪高判平17.5.18）も、この見解を採用する。

*14 なお、この見解のその他の論拠は、他の見解への批判の形で提示されているので、他の見解を紹介する際に後述する。

において継続書替が行われた場合には、預金者は次回満期日までは払戻しを受けることができない以上、法律上の障害があるといえるのではないかという疑問も生じうる。

この点について、自継定期にかかる払戻請求権の消滅時効は、原則として、初回満期日から進行するが、継続書替の手続きがとられ、証書上に新たな満期日とともに記載された場合には、債務を承認した上、新たな満期日を設定したものとして、当該満期日から時効が進行する、とする原則初回満期日説^{*15}（以下、「見解②」とする）もみられる。しかし、この見解に対しては、見解①の立場から、債務承認による時効中断を認めるには、権利者に対する債務の表示が必要であり、定期預金証書への新たな満期日の記載は債務の承認と解しうるが、銀行内部の預金元帳等への書替記入のみでは足りないという批判がある^{*16}。

また、見解①および②に対しては、自継定期において、預金者は継続停止を希望する場合にのみ、その申出をすればよいのであるから、「預金者が継続停止の申出をしないことは、権利の不行使ではなく、従前と同期間弁済期を延長する意思を明らかにしたものと解すべきで」あって、「継続停止の申出をしなかったからといって、法律上の障害を取り除かなかつたとして時効期間を進行させることはできない」^{*17}という批判がある。つま

*15 森泉章=土屋良一「自動継続定期預金・にらみ預金と消滅時効の進行」判タ411号20頁（1980年）は、原則初回満期日説を支持する。裁判例では、④—IおよびII事件判決が、この見解を採用する。なお、③事件判決は、銀行の書替義務を想定し、「実際に書替がなされなかった場合にまで、当然に新しい定期預金契約が銀行と債権者のと間に設定されるものではない」としており、原則初回満期日説のバリエーションとみる余地がある。しかし、小磯武男「自動継続特約付定期預金債権の消滅時効の起算点」金法1743号36頁（2005年）は、「書換えの有無という金融機関の内部的事務処理の有無によって、特約の効果が左右されるのは相当ではない」として、③事件判決の見解は採用しがたいと批判する。また、森泉=土屋・前掲（本注）20頁も同旨を述べた上で、書替義務の違反の効果がどうなるのかという疑問を呈する。

*16 小田垣・前掲注(13)84頁参照。

*17 吉野内謙志「自動継続特約付定期預金の消滅時効の起算日－東京高判平成17.1.19金融・商事判例一二〇九号四頁」銀法652号36頁（2005年）。同様の批判として、中馬義直「各種預金の時効期間と起算点」手形研究319号30頁（1981年）、同「銀行による預金債権の消滅時効の援用と信義則」ジュリ866号160頁（1986年）、同「各種預

り、預金者は継続停止の申出ができるということと、実際にその申出をしたかどうかということは別問題であり、「実際に継続停止の申出がされたかどうかにかかわらず」、初回満期日から時効が進行すると解すべきではないとされる。

(二) 金融機関継続停止後満期日説

菅原胞治弁護士は、金融機関の預金元帳の記録等により、自継定期がその満期まで存続していたという前提が満たされている場合なら、「自動継続が何十回繰り返されようと、消滅時効がその間進行しないのは当然のことである」^{*18}とする。もっとも、自継定期の存続について、「自動継続定期預金といえども途中解約されてしまう可能性は当然あるし、しかも喪失届の提出や便宜払い、貸金との相殺等により通帳・証書の回収なしに預金が消滅することも珍しくな」いと指摘する。そして、「一方においてそのような可能性も視野におきつつ、しかし他方で時間の経過によりそうした経緯を直接証明することが不可能となっている場合には、取引上明らかな最後の消滅時効の起算日……からの時効進行を認めるほかない」^{*19}とする。

金の消滅時効の起算点と時効期間および時効の中止事由」手形研究475号47頁（1993年）、賀集唱「自動継続特約付定期預金の消滅時効の起算日について、初回満期日から起算されるか（消極）〔上告・上告受理申立〕」銀法658号15頁（2006年）、関沢正彦「自動継続特約付定期預金債権の消滅時効の起算点」塩崎勤ほか編『新・裁判実務大系 第29巻 銀行関係訴訟法』（青林書院、2007年）143頁、荒木新五「要件事実論からみた本判決についての所感」銀法676号13頁（2007年）、鹿野菜穂子「いわゆる自動継続特約付きの定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効の起算点」法時80巻5号103頁（2008年）等参照。なお、これらの批判説においては、見解①および②と、後述の金融機関継続停止後満期日説とは、区別されていない。

*18 菅原胞治「自動継続定期預金の消滅時効の起算日について－東京高判平成17.1.19支持論の問題点－」金判1229号3頁（2005年）。および、同「自動継続定期預金の書換継続の立証責任と消滅時効」金判1222号3頁（2005年）、同「自動継続定期預金の書換継続と預金元本および利息債権の消滅時効－東京高判平成17.1.19（不確定定期付債権説）の問題点－」銀法655号29頁（2006年）参照。なお、同様の指摘として、三上徹「自動継続定期預金の消滅時効に関する最高裁判決が銀行実務に与える影響」銀法676号16頁、22頁（2007年）参照。

*19 菅原胞治「自動継続定期預金の消滅時効期間の起算日－千葉地判平成16.7.22金融・商事判例一九八号五頁－」銀法639号8頁（2004年）。

すなわち、金融機関が、払戻しや相殺により、預金元帳記録上、書替継続の手続きをとらなくなった後の最初の満期日の翌日から消滅時効が進行するが、一度も書替がなされなかった場合には、初回満期日の翌日から消滅時効が進行することになると捉えるのである。

菅原説は、自説と見解②とをとくに区別していない^{*20}が、両者は原則と例外の関係が逆になっており、これを金融機関継続停止後満期日説（以下、「見解③」とする）と呼ぶこととしたい。この見解は、金融機関が、証書再発行（便宜払い）や貸金との相殺により、当初の証書・通帳を回収しないまま預金債権を消滅させたため、その後、預金元帳に継続書替がなされていないという場面を想定している。そして、時の経過によって弁済等を直接示す証拠書類が散逸している場合に、古い証書等を提示して払戻しを求める預金者に対する二重払いを回避するものとして、消滅時効制度を位置づけている。

このような見方に対しては、第一に、二重払いの危険は、証書の安易な再発行を避け^{*21}、または自動継続の回数を制限する等の方法により、金融機関において自ら守る工夫をすれば足りるという批判がある^{*22}。しかし、この点について、「預金証書の安易な再発行等をしなければ〔二重払いの一筆者〕危険を防止できるというものではない」^{*23}と反論されている。また、金融機関の側からは^{*24}、「預金者に『よく探して出直してこい』とか『滅失したという証拠をもってこい』というような、事実上再発行を大幅に制限するような実務対応は営業の場では不可能である」とされ、さらに、問題の本質は、再発行の「証拠書類である紛失盜難届出書類の半永久的な保存という、時効制度の存在理由のひとつに挙げられる問題点であつ

*20 菅原・前掲注(19)8頁では、見解②を支持するようである。

*21 ①事件控訴審判決（前掲東京高判平17.1.19）の判決理由参照。

*22 小磯・前掲注(15)37頁、賀集・前掲注(17)15頁、関沢・前掲注(17)144頁、鹿野・前掲注(17)104頁参照。

*23 菅原胞治「自動継続定期預金の消滅時効の起算日と民法一四六条」銀法648号26頁（2005年）。

*24 以下の金融機関からの反論につき、三上・前掲注(18)19頁参照。

て、『安いな再発行』というのは的はずれないし問題のすり替えである」ともされている。加えて、継続回数の制限については、回数ではなく期間が問題であるとして、仮に5年程度とすると、継続回数が減少してクレームが多発し、10年程度とすると、システム対応と書類保管の負担が倍増するとの認識が示される。もっとも、批判説の中には、「金融機関が自ら、自動継続の回数を制限しない以上……、立証困難な事態が生じるのはやむを得ない」^{*25}とするものもみられる。

第二の批判として、「自動継続中は、預金者の払戻請求を制限しながら、その間の領収書や帳簿書類、通帳や証書再発行に関する関係書類の管理の不十分さ、言わば銀行の不手際を、預金者の負担に帰着させるのは」^{*26}妥当でなく、また「継続停止の申出をしなければ、預金の弁済期が自動的に延期されていくというシステムをつくりながら、申出をしないことの債権消滅リスクを〔預金者に一筆者〕負わせるということは不合理であ」^{*27}るとするものがある。しかし、これらの批判には、見解③が、払戻しや相殺により既に預金債権は消滅したため、書替継続がなされていないという場面を想定しているという視点が、抜け落ちているように思われる。その点はおくとしても、継続回数を制限していない自継定期については、証拠書類の半永久的な保管を強いることになるという反論があてはまるであろう。また、「銀行は、元帳が正確に事実を反映するものであることに多大なシステム投資をしており、……元帳上の記録それ自体の正確性は『客観的』といってよい状況である」^{*28}との指摘には、かりに払戻しや相殺の証拠書類が散逸していたとしても^{*29}、そのことだけで、銀行の不手際とされるいわれはないという反論が含まれているように思われる。

*25 吉野内・前掲注(17)37頁。

*26 小磯・前掲注(15)37頁。同旨の批判として、良永和隆「民法最新判例情報+α〔第99回〕」月刊ハイ・ローヤー263号89頁(2007年)参照。

*27 関沢・前掲注(17)143頁。なお、鹿野・前掲注(17)104頁も参照。

*28 三上・前掲注(18)21頁。

*29 なお、三上・前掲注(18)17頁は、盜難紛失届は多くの銀行で永久保存扱いであるが、破綻した金融機関の営業を譲り受けた場合などは、事情が異なると指摘する。

第三に（見解①および②と見解③とを区別しないようであるが）、「銀行における自動継続特約付一年定期預金の場合、預金者が自動継続だと思って安心して何もせず放っておくと、〔商事債権（商法522条参照）として、預入から一筆者〕六年で時効消滅することになろうが、これは預金者の合理的意思、銀行に対する期待に反する」^{*30}という批判もみられる。しかし、見解③の立場からは、「差押え・相殺や通帳・証書の喪失届を提出のうえ弁済を受けていたような『預金者』……なら、仮に手元に古い通帳・証書が残っていたとしても、そのような『期待』は何ら保護に値しないはずであ」り、「金融機関としては、預金の消滅原因が何ら見当たらない『正常な預金者』なら、自継定期を何十年放置しても、その存続は預金元帳等の記録上常に確認できるから、それについて時効援用するなどということは実務上あり得ない」^{*31}し、「理論上も消滅時効など認められない」^{*32}との反論がなされている。

なお、菅原弁護士は、預金者は払戻請求に際し、書換継続による満期更新の事實をも主張・立証しなければならず、これは、預金者が古い定期預金証書を示して、その間、請求（またはその前提としての継続停止の申出）をしなかったとするのみでは足りないとして、独自の要件事実論を開する。預金者から証書や通帳を回収しないまま中途解約がなされた可能性を強く意識した立論であり、その背景にある、継続書替により同一性を保ちつつ新たな定期預金が生じるとの自継定期の理解は、満期日当日の解約申入には応じているという銀行実務や、満期における金利変動によって

^{*30} 小磯・前掲注(15)37頁。同旨の批判として、吉野内・前掲注(17)37頁参照。

^{*31} もっとも、⑤事件では、Y₃は、記録上預金が存続しているにもかかわらず、雜益編入時を起算点とする消滅時効を援用したことについては、上に紹介したとおりである。なお、この点について、吉野内謙志「自動継続特約付定期預金の消滅時効の起算日について—要件事実論の観点から」金判1233号5頁（2006年）は、預金債権の存在に争いがない場合でも金融機関が消滅時効を援用する事例が存在するので、これに対する対処を検討しておくことは必要であると指摘する。

^{*32} 菅原・前掲注(18)銀法655号29頁。また、同・前掲注(18)金判1229号4頁、および同・前掲注(19)9頁等参照。なお、同旨の反論として、三上・前掲注(18)16頁、22頁（2007年）参照。

補強されている^{*33}。しかし、このような論理は、継続停止の申出があるまでは「時間の経過のみ」で自動的に継続するという自継特約の趣旨と相容れず、むしろ弁済等の事実は金融機関の側が立証すべき抗弁であると批判されている^{*34}。また、証明の難易度に鑑みても、預金者に金融機関が行う継続書替を証明させるより、金融機関の側に継続書替を行わなかつた（またはその前提として解約ないし継続停止の申出があつた）ことを証明させる方が適當であろう。

（三）預金者払戻請求日説

預金払戻請求日説は、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効は、預金者が払戻しを求めた日から進行するという考え方であり（以下、「見解④」とする）、⑤事件判決が採用するものである。学説の中には、試論として、自継特約の趣旨を「預金者が不継続の申出をしない限り、金融機関は次回満期日まで約定の利率により付利する義務を負うが、満期日以後、預金者より払戻請求があれば、正当な理由がない限り、いつでも払戻に応じなければならない（ただし、その場合は普通預金利で付利すればよい）」と理解する見解^{*35}があり、また銀行実務においても、そのような取扱い^{*36}がなされているようである。このような特約理解または銀行実務を前提とすれば、見解④も論理的にはありうる考え方であるといえよう。

しかし、このような特約理解は、「従前と同一の預入期間の定期預金となる」という自継特約の意義・趣旨からは乖離することになる、と批判さ

*33 菅原胞治「自動継続定期預金の消滅時効の起算点－東京高判平成17.1.19が錯覚した『満期到来』の意味に関する問答」NBL836号35頁（2006年）、同・前掲注(18)銀法655号26頁、同・前掲注(18)金判1229号2頁、同・前掲注(18)金判1222号2頁参照。なお、同様の指摘として、三上・前掲注(18)18頁参照。

*34 吉野内・前掲注(31)4頁、荒木・前掲注(17)12頁、良永・前掲注(26)91頁参照。

*35 この見解は、小磯・前掲注(15)36頁が、金融判例研究会において提示された試論として紹介するものである。

*36 この点について、三上・前掲注(18)20頁は、「定期預金は、預金利の見直しを条件とする『いつでも解約可能』な商品となっているのが実態である」とする。

れている^{*37}。また、見解④にたって、預金払戻請求を認容する場合、利息は普通預金の金利で算定されることになるのか、それとも消滅時効の起算点の判断とは関わりなく、定期預金の金利で算定するのかという疑問も生じる^{*38}。

(四) 預金者（または回数制限による）継続停止後満期日説

預金者継続停止後満期日説は、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効は、預金者が継続停止（あるいは解約）を申し出た後、または自動継続回数の制限により継続が停止された後、最初に到来する満期日（ないしその翌日）から進行するとする考え方^{*39}（以下、「見解⑤」とする）である。その論拠は、自継定期は、預金者が継続停止の申出をしなければ、当事者の何らの行為を要せずに（つまり、金融機関が継続書替の手続きをとろうがとするまいが）、従前と同一の預入期間の定期預金として自動的に継続（弁済期が延長）されるので、払戻請求権の行使について法律上の障害があるというべきであり、したがってまた、その間、消滅時効は進行しないというところにある。なお、見解⑤のその他の論拠は、見解①～③に対する批判という形で提示されており、すでに述べたところと重複するの

*37 小磯・前掲注(15)36頁参照。

*38 ちなみに、⑤事件判決では、定期預金の金利で付利されているようである。

*39 並木茂「いわゆる自動継続特約付きの定期預金債権に対する仮差押えの執行と同特約に基づく自動継続の成否（下）」金法1631号90頁（2002年）、小磯・前掲注(15)37頁、山田誠一「自動継続特約付定期預金債権の消滅時効期間は、解約申入後初めての満期日の翌日から起算されるとされた事例（東京高裁平成一七年一月一九日判決・金法一七三六号五七頁）」金法1748号28頁（2005年）、吉野内・前掲注(17)37頁、関沢・前掲注(17)142頁等参照。①事件最高裁判決とその控訴審判決（前掲東京高判平17.1.19）および②事件最高裁判決が、この見解を採用している。また、奥田正道「当座預金と時効」我妻栄編集代表『別冊ジュリスト』（第38号）銀行取引判例百選（新版）（有斐閣、1972年）40頁、中馬・前掲注(17)手形研究319号30頁および同・前掲注(17)手形研究475号46頁が、自動継続定期の消滅時効は問題とならないとするのも、自動継続の取扱いが預金者の申出や継続回数制限により停止されていないことを前提とするもののように、この見解に立つものである。なお、川上正俊「預金債権の時効」藤林益三=石井眞司編『判例・先例 金融取引法（新訂版）』（金融財政事情研究会、1988年）77頁は、継続回数に制限のある自継定期についてはこの見解を、継続回数無制限の自継定期については見解①を支持する。

で、ここでは割愛することとする。

見解⑤への批判として、第一に、「金融機関が自動継続特約を時効にかかるない債権を創設する趣旨で設けたと解するのは疑問であ」^{*40}り、また「特約の存在のみをもって、預金者の請求がない限り消滅時効は進行しないと解することは、時効制度を無意味ならしめるものであ」って、時効の利益は予め放棄できないとする民法146条の趣旨に反する^{*41}というものがある。しかし、この批判に対しては、預金者が継続停止を申し出れば、次の満期日の翌日から消滅時効が進行するのであるから、消滅時効にかかるないというわけではない^{*42}という反論がなされる。また、継続停止の申出がなされない限り、消滅時効が進行しないということと、時効利益を放棄することとは別であるし、自継定期の場合には、債務者である金融機関の窮乏に乗じて、予め時効利益を放棄させたという状況にないため、民法146条違反は問題とならない^{*43}ともされている。他方、より端的に「債務者が時効にかかるない異例の債務を敢て創出しその不利益を甘受しようとする場合には、それにより何人も不利益を被らない限り、法がこれを拒む必要はない」^{*44}とする主張もみられる。

第二に、すでに述べたところと重なるが、たとえ預金が払戻しや相殺により消滅していても、継続停止の申出のない限り、時効にかかるないというのでは、払戻等の証拠書類を半永久的に保管しなければならなくなるという批判がある^{*45}。これに対して、たしかに弁済の証拠をいつまでの保管しなければならないという負担は無視できないとしつつ、長期の書類保管

*40 菅原・前掲注(19)7頁。なお、同旨の指摘として、森泉=土屋・前掲注(15)20頁、三上・前掲注(18)22頁参照。

*41 菅原・前掲注(23)26頁。同旨の指摘として、菅野・前掲注(13)106頁、小田垣・前掲注(13)85頁等参照。

*42 小磯・前掲注(15)38頁、山田・前掲注(39)29頁、鹿野・前掲注(17)103頁等参照。

*43 小磯・前掲注(15)38頁、吉野内・前掲注(17)36頁、閑沢・前掲注(17)143頁、鹿野・前掲注(17)104頁等参照。

*44 中馬・前掲注(17)ジュリ866号160頁。同旨の指摘として、鹿野・前掲注(17)103頁参照。

*45 三上・前掲注(18)頁参照。

という不都合を避けるためには、自動継続の回数を制限すれば足り、そうしない以上、金融機関において弁済の立証が困難となる事態が生じてもやむを得ないと反論されている^{*46}。さらに、「金融機関としては、そのような商品を販売していること自体への問題意識を持つ必要があるのではないか」^{*47}との指摘もみられ、ここには通帳や証書を回収しないまま払戻しや相殺を行った場合には、むしろ、そのことを示す証拠書類を半永久的に保管すべきであるという主張が含まれているように思われる。

また、第三の批判として、見解⑤は預金が存続している（払戻や相殺はなされていない）という前提で議論を展開するが、単に古い証書・通帳を所持しているだけの者について、「預金がすでないことを知っていながら、金融機関に対して二重請求する自称『預金者』がいた場合、こうした不当請求に対してはほとんど無防備な議論」^{*48}であるとするものがある。しかし、この点については、「預金者は、……（自継特約の効果として）初回満期日から継続停止の申出をするまでの間、各満期が順次到来したことを主張立証すれば、それで足りるというべきであ」り、「預金者が主張する継続停止の申出直前の満期日より前に継続停止申出〔その他の債権消滅原因－筆者〕があったことは、銀行が主張立証すべきである」^{*49}とされる。

（五）小活

上に紹介した諸見解を大きく二つに分けるとすれば、見解①～③は金融機関の立場を代弁するものであるのに対し、見解④および⑤は預金者保護

^{*46} 小磯・前掲注(15)37頁、吉野内・前掲注(17)37頁、賀集・前掲注(17)15頁、関沢・前掲注(17)144頁、鹿野・前掲注(17)104頁等参照。

^{*47} 関沢・前掲注(17)143頁（ただし、直接的には、見解①に立った場合、たとえば、三年の定期預金では二回の自動継続で消滅時効にかかることへの批判として、指摘されている）。

^{*48} 菅原・前掲注(18)銀法655号30頁。同旨の指摘として、三上・前掲注(18)22頁参照。

^{*49} 荒木・前掲注(17)11頁、12頁。同旨の指摘として、吉野内・前掲注(31)4頁、良永・前掲注(26)91頁参照。

を重視した立場に立っており、それぞれの立場から批判と反論の応酬がなされているといえよう。しかし、二つの立場（とりわけ見解③と⑤）における基本的な状況認識が異なっているため、必ずしも議論がかみ合っていないきらいがあるようにも思われる。

すなわち、金融機関の立場からは、預金元帳等の記録の正確性・客觀性に対する自信^{*50}を背景に、預金元帳に記録のある限り消滅時効を援用することは実務上あり得ないが、預金元帳に記録のない預金は払戻しや相殺によって消滅しているということを前提として、それを示す直接の証拠書類が時の経過により散逸している場合には、消滅時効を援用せざるをえないという認識が窺われる。これを消滅時効制度の正当化根拠の観点からみれば、「過去の事実の立証・証拠保全の困難を救済する必要性」が前面にでてくることになる。これに対し、預金者保護を重視する立場には、預金元帳は金融機関の側が操作しうるという不信感^{*51}があり、かえって証書や通帳は預金者が所持しているのであるから、払戻等の債権消滅の事実は金融機関が立証しなければならず、それができない以上、預金は存続しているということを前提にしなければならないという認識がある。そして、自継定期では、預金者が何もせずにこれを放置していたとしても、定期預金を自動継続させていたにすぎず、権利の不行使とは評価できないとする。そうすると、「権利の上に眠る者は保護に値しない」という消滅時効制度の正当化根拠が満たされないために、時効消滅を認めるべきではない（または時効進行は妨げられる）とされることになる。

注意を要するのは、預金が存続していることを預金元帳上確認できるという場面では、少なくとも見解③と⑤は、同一の結論になる^{*52}という点である。つまり、両者の考え方の違いは、預金の存否についての状況認識の

^{*50} 三上・前掲注(18)21頁参照。

^{*51} ①事件控訴審判決および②事件第一審・控訴審判決における事実認定参照。

^{*52} すなわち、見解③にあっても、預金が継続している場合なら、その間時効は進行しないとされる（菅原・前掲注(18)金判1229号3頁、同・前掲注(18)銀法655号29頁、三上・前掲注(18)16頁等参照）。

違いからもたらされているのである（見解⑤は、見解①および②と見解③とを区別せずに批判を展開しているが、それが問題を錯綜させているのではなかろうか）。そして、状況認識の違いという視点を入れて問題を眺めれば、結局、金融機関の元帳記録と、預金者の所持する証書・通帳のどちらに、より大きな証拠価値を認めるかということに行き着くように思われる^{*53}。そこで、以下では、このような観点から、本件（①および②事件）両判例を検討することとする。

4. 本件（①および②事件）両判例の検討

（一）原審の事実認定について—預金元帳の記録と証書・通帳の証拠価値

本件両判例の原審までの事実認定をみると、いずれも、預金元帳等には払戻を窺わせる記録があることは認めつつ、預金者が証書・通帳を所持していることを重くみて、金融機関からの弁済の抗弁を認めなかった。とりわけ、②事件第一審においては、X₂が便宜払いを受け証書を返還していない可能性や、喪失届を提出している旧証書をもって払戻しを請求した可能性も否定できないとしながら、Y₂は「いつ、どのようにして弁済がなされたものかについて、何ら具体的に主張、立証していない」とし、弁済等の抗弁について、金融機関に厳格な立証を要求する。しかし、その反面、①事件第一審、②事件第一審および原審は、消滅時効については、見解①を採用し、金融機関に有利な起算点を設定することによって、バランスをとったものと評価することができよう。

本稿は、弁済等の事実は金融機関が抗弁として主張・立証すべきものと考える。ただし、金融機関は、今日、預金元帳が事実を正確に反映するようになだらかなシステム投資をしており、その保存にも直接・間接の規制があって、一行員が容易に操作・改ざんできるものではないものとなってい

^{*53} なお、吉野内・前掲注(31)5頁は、見解⑤をとりつつ、期日前解約を窺わせる取引明細表等の記載をどう評価するかは、消滅時効の起算点とは別個の、事実認定の問題と捉える。

る^{*54}ことに照らして、預金元帳に記録がない場合には、預金が払戻しや相殺により消滅したということを、事実上推定してもよかつたのではないかと考える。やや金融機関を信用しすぎた見方かもしれないが、金融機関が、預金者の便宜を考えて、証書を回収しないまま、あるいは証書再発行のうえ払戻しに応じることがあり、また、貸金との相殺を行ったため証書・通帳の回収が困難な場合もあることに鑑みると、証拠価値としては、証書や通帳よりも、預金元帳の方が大きいように思われる^{*55}。また、本件両判例の事案は、破綻した信用組合からの営業譲渡が絡むものなので、便宜払い・再発行または相殺の証拠書類がないことを、被告銀行の不手際と捉えることに躊躇する。

もっとも、この推定は、預金元帳は事実を正確に反映していることが多いという経験則に基づいた事実上の推定にとどまるというべきであろう。したがって、預金者は、証書・通帳を所持しているというだけでは足りないが、たとえば、問題の金融機関の元帳システムが脆弱なものであることや、システムダウンを起こし、その復旧に際し自己の預金記録が反映されなかつた可能性のあること、あるいは営業譲渡時のシステム統合でいくつかの預金記録の欠落が起こったこと、または担当者の横領が発覚し、自己の預金も着服された可能性があることなどを主張・立証すれば、弁済等の事実上の推定は覆される。そうなれば、今度は、金融機関の側が、いつ、どのようにして弁済がなされたかを具体的に主張・立証しなければならなくなる。

*54 三上・前掲注(18)21頁参照。なお、同論文は、金融界の課題として、元帳システムの正確性・客觀性をPRする必要があるとの認識を示す。

*55 これに対し、良永・前掲注(26)89頁は、「私のいくつかの実務経験からいっても（自動継続定期預金の事案ではないが）、金融機関は、合併や店舗の統廃合、債権譲渡や事業譲渡などにおいて、それ以前の書類の紛失・廃棄を主張することが少なくない（本当にそうである場合もあるかもしれないが、金融機関側に不利益な事実や証拠を隠すないしは承認を否定する意図でそうした主張がされることが圧倒的に多いように思われる）が、そうした金融機関の実態・体質からみても、金融機関側からの安易な消滅時効の主張は認めるべきではなかろう」と指摘する。

(二) 本件両判例の評価

上告審は、原判決において適法に確定した事実に拘束され（民事訴訟法321条1項参照）、原判決の法令違反の有無だけが審理の対象となる法律審である。したがってまた、上告人は原審判決の事実認定の誤りを上告（ないし上告受理申立）理由とすることはできず、上告審も職権調査事項を除いて自ら事実認定をすることはない^{*56}。

これを本件両判例についてみれば、最高裁としては、払戻しや相殺はなされていないという原審の認定事実を前提として、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の成否（とりわけその起算点）について、原審の判断に法令違反があったかどうかを判断すれば、それで十分であるということになる。そうすると、本件両判例が、預金は存続しているという前提のもとで、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効は、預金者の継続停止の申出や自動継続回数の制限により「自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行する」と判断したのは、妥当であったと評価できよう。

すなわち、見解①によれば、実際に継続停止の申出がなされたかどうかにかかわらず、初回満期日から消滅時効が進行するとされる。しかし、批判説が指摘するように^{*57}、預金者は継続停止の申出ができるということと、その申出をしたかどうかということは別問題であるというべきであろう。預金者が実際には継続停止を申し出なかったという場合は、自継定期は従前と同一の預入期間の定期預金として自動的に継続されるから、預金者は、次回満期日まで預金の払戻しを受けることができない。したがって、継続停止の申出がなされたかどうかにかかわらず、初回満期日以降、

*56 この点について、最近の基本書として、たとえば、伊藤眞『民事訴訟法〔第3版3訂版〕』（有斐閣、2008年）664頁以下、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2008年）735頁以下等参照。

*57 吉野内・前掲注(17)銀法652号36頁、中馬・前掲注(17)ジュリ866号160頁、賀集・前掲注(17)15頁、関沢・前掲注(17)143頁、荒木・前掲注(17)13頁、鹿野・前掲注(17)103頁等参照。

法律上の障害がなくなったとはいえない。しかも、自継特約では、各満期日までの間に、以後の書替手続きを継続させるかどうかは、預金者において任意に決定することができることとなっている。とすれば、本件両判例が述べるように、見解①は、「預金者が初回満期日前に〔継続停止の申出－筆者〕をして初回満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に關し、……預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事實上行うよう要求するのに等しいもの」となり、自継特約の趣旨に反する^{*58}。

また、見解②は、原則として初回満期日を起算点とする点で、やはり自継特約の趣旨とは相容れず、金融機関の継続書替という内部的な処理を債務承認と解する余地を認めるところに、難点があるように思われる。

さらに、見解④も、普通預本金利による満期中途の解約に応じているという銀行実務はともかく、「従前と同一の預入期間の定期預金となる」という自継特約の趣旨からは乖離する。少なくとも、⑤事件判決が、見解④を採用しつつ、定期預本金利による払戻を認めたことは、整合性を欠くものといえよう。

(三) 本件両判例に対する疑問

上に述べたように、本件両判例が、預金は存続しているという前提のもとで、自継特約の趣旨に照らして、見解⑤を採用したことは妥当であった

*58 たとえば、中馬・前掲注(17)手形研究319号30頁および同・前掲注(17)手形研究475号47頁(1993年)は、「素朴に考えても、『お前がなにもしなくとも、書換継続してやるよ』ということなので、そうしてくれているものと思っていたら……、『お前は書替停止の申出を怠ってきたから、時効で預金は払えないよ』といわれるので、預金者としては『寝耳に水』というものであろう」とする。なお、鹿野・前掲注(17)103頁は、同時履行の抗弁権の付着した債権等では、「債権者が法律上の障害を意思によって除去『できる』だけではなく、除去『すべき』場合であるのに対し」、自動継続定期預金債権の場合には、「除去するか否かは『債権者の自由』に委ねられていてその自由が奪われるべきではないと評価されることに〔違いが一筆者〕あり、したがって、前者においては、障害を除去して権利行使をしなかったことを、不利益を帰せしめる契機と見ることができる……のに対し、後者では、かかる契機が認められない」と分析する。

と考える。ただし、本件の事案はいずれも、まさにその前提が満たされていいるかどうかが争われているということに、注目しなければならない。

たしかに、払戻しや相殺により預金は消滅したという事実は、金融機関が主張・立証すべき抗弁である。しかし、その際、金融機関にかなり厳格な立証を求めるのであれば、実際には預金が消滅しており、二重払いを強いられる可能性があること（および過去の事実の立証・証拠保全の困難を救済する必要性）にも配慮した法解釈が模索されるべきではあるまいか。このような観点から、本件の原審までの事実認定をみると、弁済の抗弁について、被告銀行に厳格な立証を求めているように感じられる。しかし、取引明細表や従前の取引の実態から、預金は消滅していると認定するには至らないが、他方で、その可能性を完全に払拭することもできなかつたため、すでに述べたように、①事件第一審、②事件第一審および原審では、金融機関に有利な消滅時効の起算点を設定することにより、バランスをとったものと評価できる。このような見方が正しいとすれば、ここでは、事実認定と法的判断とは密接に関連していることになる。

また、①事件の原審は、結論において見解⑤を採用しているが、二重払いの危険にさらされるとするY₁の主張に対し、「安易な再発行を避け、又は自動更新特約の回数を制限する等の方法により、金融機関において、自ら守る工夫をすれば足りる」として、一応の応答を行っている。もっとも、安易な再発行の回避や自動継続回数の制限等による防御の工夫については、金融機関の側に、その実効性への疑問ないし批判がある^{*59}ことは、すでに述べた。その点はおくとしても、①事件は、破綻した信用組合の営業譲渡を受けたというケースであり、Y₁には上記のような工夫をする機会がなかったのであるから、少なくとも、①事件における見解⑤の採用を補強する理由づけにはならないようと思われる。

ところで、本件両判例には、見解⑤を採用するにあたり、預金が払戻し

*59 三上・前掲注(18)19頁参照。

や相殺により消滅している可能性や、過去の事実の立証・証拠保全の困難を救済する必要性に配慮した形跡はみられない^{*60}。上告審は法律審であるということを教義的にあてはめれば、預金は存続しているという原審の認定事実を前提にすればよく、事実認定と法的判断とが分断されていたとしても、そこに異論を差し挟む余地はない。裁判制度上の壁といつてしまえばそれまでであるが、しかし、本件の紛争の実態は、請求（または再請求）時における自継定期の存否にあるという視点に立てば、実際には払戻し等がなされた可能性があることにも配慮しつつ、それを自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の起算点の判断に取り込んでいく解釈ができるものか、検討する意義があるようと思われる^{*61}。

この点について、民法166条は、消滅時効制度の正当化根拠との関係では「権利の上に眠る者は保護に値しない」という説明と親和的である。すなわち、民法起草者は、「…元来此時効ト云フモノハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル者即チ行使スペキ権利ヲ有シテ居ル者ガ夫レヲ行使シナイ或ル期限ノ内行使シナイデ居ルト云フト夫レデハ怠リガアルト云フコトガ一ツノ理由トナツテ来ル。然ルニ未ダ行使スルコトノ出来ヌ権利ノ時効ガ進行シヤウト云ウコトハ一体ナイ筈デアリマス。之ハ……時効ノ性質上当然権利ヲ行使スルコトガ出来ルヤウニナツテカラ初メテ進行ガ起算セラルルノデアル…」^{*62}〔句点および常用漢字－筆者〕として、本条の立法趣旨を「権利の上に眠る者は保護に値しない」という正当化根拠から導いている。ま

*60 これに対し、小山泰史「自動継続特約付き定期預金払戻請求権の消滅時効起算点」民商137巻3号344頁（2007年）は、金融機関の二重払いの懸念について、②事件最高裁判決は「まさに自動更新特約の上限を画することで対処の図られた事例であ」とする。

*61 これに対し、中馬・前掲注(17)手形研究319号30頁および同・前掲注(17)手形研究475号47頁は、自継定期にあっては、「立証の困難も権利上の惰眠もありえない」とする。しかし、見解⑤を支持する理由としては、もっぱら預金者が権利の上に眠る者と評価できないことを挙げる。

*62 法務大臣官房司法法制調査部監『法典調査会 民法議事速記録一（日本近代立法資料叢書1）』（商事法務研究会、1983年）531頁〔梅博士の発言〕。なお、この発言は、直接的には、時効進行と時効停止との違いという文脈で述べられている。

た、多くの基本書・教科書において、「権利を行使することができる時」（ないし「法律上の障害」）の解説として、最初に取り上げられる具体例である確定期限付債権にあっては、たとえば、期限到来の日から時効進行を始め、実際には9年目に弁済がなされたが、11年目に再度の請求があった（もっとも、債権者には再度の請求であるという認識はない）という場合、弁済の証拠の保存期間は2年ということになり、当該債権の時効消滅を正当化しようとすれば、「過去の事実の立証・証拠保全の困難」というより、「権利の上に眠る者は保護に値しない」という説明に親しむであろう。これは端的にみれば、このようなケースでは、期限到来から再請求までの期間の方が、弁済から再請求までの期間より長くなるので、当然といえよう。

しかし、自継定期にかかる預金払戻請求権の場合に、見解⑤に立つと、預金者から継続停止の申出のない（または申出を示す直接の証拠書類が時の経過により散逸している）限り、自継特約の効果として満期はいつまでも到来しないため、仮に実際には払戻し等がなされていたとしても、弁済から再請求までの期間の方が、預金者が継続停止の申出をした後の満期日（つまり、期限到来＝見解⑤の消滅時効の起算点）から再請求までの期間より長くなるという事態も生じうる。このような場合には、「時の経過」によって権利が消滅するという消滅時効制度の趣旨からすれば、「過去の事実の立証・証拠保全の困難を救済する必要性」という視点を入れた解釈が、やはり必要であるように思われる。

この点について、見解⑤は、自継定期という商品を販売する金融機関の側が自ら防御手段をとらなかった以上、立証困難な事態が生じてもやむをえないとする^{*63}。しかし、繰り返しになるが、本件では、被告銀行は信用組合からの営業譲渡により本件預金を引き継いだのであり、防御手段を講じる機会は与えられていない。したがって、少なくとも本件事案の解決と

^{*63} 吉野内・前掲注(17)37頁、小磯・前掲注(15)37頁、良永・前掲注(26)89頁、関沢・前掲注(17)143頁、鹿野・前掲注(17)104頁等参照。

しては、見解⑤は、実際には払戻し等が行われた可能性を全く考慮しない^{*64}点で、妥当でないと考える。

また、「権利を行使することができる時」という民法166条の文言を前提として、「過去の事実の立証・証拠保全の困難の救済」という視点を入れた解釈を行おうとすれば、見解①または②に行き着くことになろう^{*65}。しかし、これらの見解は、自継特約の趣旨と相容れないために採用できないということは、すでに述べた。

他方で、見解③は、金融機関の側が書換継続をすることのなくなった後、最初に到来する満期日の翌日を、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の起算点とするが、これを、預金者の側が「権利を行使することができる時」を起算点とする民法166条の文言と、どのように関連づけるのかについて、必ずしも十分な説明がなされているとはいえない。もともと見解③は、すでに払戻し等がなされているため、もはや「権利を（再度）行使することはできない」という場面を想定しているので、これを民法166条の解釈論として展開することは難しいようと思われる。菅原説が独自の要件事実論に傾斜していった背景には、そのような事情があるのかもしれない。また、金融機関の側のミスで、払戻し等がなされていないにもかかわらず、書換継続の手続きがとられなかつたという場合があるとすれば、そのままの形で、見解③を採用することは妥当でないであろう。

*64 なお、山田誠一「自動継続特約付き定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効の起算点」ジュリ1354号〔平成19年度重要判例解説〕69頁（2008年）は、自継定期は「実際には、初回満期日前に解約の申入れがある場合と、そうでない場合があ」るとしたうえで、見解①は、「初回満期日から権利を行使できることが前提となつており、初回満期日前に解約の申入れがない場合を想定すると、前提が成り立っていない」とする。しかし、預金者の請求が実際には二重請求であることもあるとすれば、その場合の見解⑤の妥当性も問題とすべきではないか。

*65 たとえば、見解①に立てば、初回満期日より後に払戻し等がなされている場合には、初回満期日から再請求までの期間の方が、弁済から再請求までの期間より長くなる。

(四) 試論

本稿は、民法166条の文言からはやや外れることになるが、規範的な解釈を入れて、あくまで試論として、自継定期にかかる預金払戻請求権について、「権利を行使することができる時」とは、預金者が「自継定期の存否を争うことができるようになった時」と解することを提案したい。これを金融機関の側からみれば、預金者に自継定期の存否を争う機会を与えた場合には、その時から5年ないし10年間、自継定期の消滅を示す証拠書類を保管すればよいことになる。それゆえ、半永久的な証拠書類の保管は必要でないという意味で、「過去の事実の立証・証拠保全の困難」に配慮することができる。また、これを自継定期は存続していると認識する預金者の側からみれば、自継定期の消滅を主張する金融機関と争うことによって、「時の経過」をリセットする時効中断の機会が与えられたことを意味する。時効中断による権利保全の余地を媒介させることによって、自継定期の存否を一定期間争わなかった預金者を「権利の上に眠る者」と評価することができる^{*66}。したがって、民法166条の立法趣旨から大きく乖離することもないと考える。

ところで、預金者が自継定期の存否を争うことができるようになるのは、預金者において、「金融機関が何らかの事情によって継続書替を停止したことを知った時」からということになろう。この点について、金融機関には、自継定期の書換継続を行うに際し、「満期日のご案内」という形で、預金者に自継定期が存在することを知らせ、解約の機会を与えるという取扱いを行っているところもあるようである。とすれば、このような取扱いを行っている金融機関に自継定期を預け入れている預金者にとって、満期日ないしその間際に、この種の通知が届かないということは、金融機

*66 菅原・前掲注(18)金判1222号3頁が「よく“自継定期の預金者は何ら『請求』しないなくてもいかなる意味でも権利の上に眠っている者とはいえない”と言われるが、真に問われるべきは書換継続の存否についてさえも全く無関心な預金者は本当に権利の上に眠る者といえないのかどうかではなかろうか」とするには、本稿と同様の価値判断を示すものといえよう。

関において継続書替が停止されたことを窺わせる事情のひとつということになり、預金者は「自継定期の存否につき争うことができる」ようになったと評価できる場合があると考える。そして、その場合の自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の起算点は、金融機関が継続書替をすることのなくなった後の最初の満期日ということになろう。逆に、このような取扱いをとっていない金融機関においては、預金者は「自継定期の存否につき争うことができる」ようになっていないと評価し、そうである限り、消滅時効は進行しないこととなる。

もっとも、満期日の通知がなかったというだけで、常に「自継定期の存否につき争うことができる」ようになったと評価することは妥当でない。複数の金融機関に、複数の自継定期を保有している預金者も少なくないものと思われ、そのような場合には、その内のひとつの満期日通知が届かなかつたからといって、預金者は「自継定期の存否につき争うことができた」はずだとは評価しにくいからである。したがって、満期日通知がなかったという事実は、ひとつの判断材料にすぎない。そこで、金融機関としては、証書・通帳を回収しないまま払戻しや相殺等を行った場合には、預金者が自継定期は存続しているものと誤解しないように、継続停止後の満期日の前後において、預金者の手元に残った証書・通帳がカラのものであることを通知し、またはカラ証書・通帳を回収する努力を行って、これを不服とする預金者に対し、自継定期の存否を争う機会を与えておくことが望ましいであろう。ただし、問題の預金者にそのような取扱いをとったことを示す直接の証拠書類の保存期間は、5年ないし10年とならざるを得ないと考える。

以上の試論は要するに、金融機関がカラ証書・通帳を回収する努力を行い、または、証書・通帳の所持ゆえに預金者が自継定期は存続しているものと誤解しないよう努力をしている限り、金融機関が書替継続を停止した後の最初の満期日から消滅時効が進行するが、そのような努力を行っていない、または十分でない金融機関にあっては、預金者が自継定期の不存在

に疑問をもたず、その「存否を争うことができる」ようになったと評価できない結果、消滅時効は進行しないと解するものである（なお、預金者の側が主張する継続停止の申出や継続回数制限により書換継続が停止された場合には、その次の満期日から消滅時効が進行することはいうまでもない）。

しかし、本件は、いずれの事案も金融機関が預金者に自継定期の存否を争う機会を与えたと評価すべき事実は見当たらないため、仮に試論をあてはめても、判決の結論に影響を与えるものとはならない。これは、営業譲渡時において本件預金は消滅していると認識していた被告銀行にしていれば、預金者に自継定期の存否を争う機会を与えようとするはずもなく、納得のいかない結論かもしれない。けれども、たとえ払戻請求が実際には二重請求であったとしても、自継定期の存続を主張する預金者からみれば、金融機関が主張する払戻し等の証拠書類が散逸してしまわない間に、自継定期の存否を争う機会が確保されていなければならぬと考える。金融機関としては、以後書替を継続しないということを預金者に知らせることにより、それを争う機会を与え（預金者を「権利の上に眠る者」と評価する前提）、その時から時効期間の完成までは払戻等の証拠書類によって、また時効完成後は消滅時効の援用（過去の事実の証明・証拠保全の困難の救済）によって、二重払いを防御することになる。

とすれば、試論の意義はそれほど大きくないという批判もありうる。たしかにその通りではあるけれども、試論の趣旨は、上告審が法律審するために事実認定と法的判断とが分断されることにより、見解⑤の射程が金融機関一般に拡大し、必然的に（つまり、金融機関がどのような努力をしようとも）、半永久的な証拠書類の保存を強いられる結果となることを避けようとするところにある^{*67}。そこで、少なくとも金融機関が継続停止を

^{*67} 三上・前掲注(17)19頁は、「二〇年以上定期預金を継続している例は少なからずあ」と指摘する。とすれば、今後、本稿における試論が活かされる余地もあるのではないかろうか。

通知したり、証書・通帳の回収に努めるなど、問題を早期に決着させる努力を行った場合には、そのような取り組みを民法166条の解釈のなかで評価することを試みた。しかし、民法166条の文言からやや離れることは否めず、結論を先取りした技巧的な解釈であって、規範的な解釈を入れることは法的安定性を害するとの批判もある。そうであるなら、見解③によりつつ、金融機関が継続停止を通知せず、証書回収等の努力を怠って、預金者に自継定期の存否につき誤解を生じさせたような場合について、時効援用権の濫用の法理を柔軟に活用し、試論と同様の結論に達することができ、そちらの方がむしろ穩当な解釈であるかもしれない。

5. 結びに代えて一本件（①および②事件）両判例の意義と射程

本件両判例を受けて、銀行実務においては、自継定期の新規受入れにあたり、自動継続回数を制限し、また既存の継続回数無制限の自継定期について、証書・通帳の回収なく払戻しや相殺をする際には、証拠書類を永久保存扱いとするなどの対応策が検討されている^{*68}。このような対応策が実施されれば、以後、自継定期にかかる預金払戻請求権の消滅時効の成否について、紛争が先鋭化することは少なくなるであろう。また、対応策のひとつとして、カラ証書・通帳による払戻しはそれほど巨額となることはないとの推測から、「訴訟をしても元帳以外の書証が出せないとなれば、怪しいことがわかつっていても争うだけコストの無駄である」として、「何もしない」という選択肢を挙げるものもみられる^{*69}。かなり割り切った見方であるが、効率性を重視した金融機関の現実的な判断であろう。しかし、他方で、見解⑤によれば、「仮に〔反社会的な組織－筆者〕が何十年も前の預金証書を偽造した場合、金融機関の側でその請求を防ぐ手立てがなく

*68 高木多喜男監『時効管理の実務』（金融財政事情研究会、2007年）371頁【渡邊博己】、岡本雅弘「自動継続定期預金の消滅時効の進行開始時期」金法1808号5頁（2007年）、三上・前掲注(18)19頁等参照。

*69 三上・前掲注(18)19頁。

なってしまう」^{*70}という懸念を指摘するものもある。(本稿が提案した試論によってこれが解決できるというわけでもなく) このような懸念が杞憂に終わることを願う。

ところで、本件両判例の射程について、潮見佳男教授は、「本判決は『法律上の障害』がないことが消滅時効期間の起算にとって必要であるとは考えているものの、権利行使に『法律上の障害』がないからといって、消滅時効の起算にとって十分であるとは考えていない」とする。その上で、「『預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反する』との本判決の指摘の背後には、自動継続定期預金の消滅時効を超えて、およそ契約上の債権の消滅時効の起算点について一般化可能な起算点確定法理が潜んでいる」^{*71}と主張する。これに対し、良永和隆教授は、「預金者の意思に基づいて権利行使可能状態が生じた時に法律上の障害がなくなったという理解であって、現実に権利行使が期待可能かどうかを基準としたものではないと理解すべきである」^{*72}と批判する。なお、本稿で提案した試論は、上告審において事実認定と法的判断とが分断されるという場面を想定したものにすぎず、消滅時効の起算点一般を射程に含むものではない。

*70 ①事件の上告受理申立理由の二4（判時1979号61頁）。

*71 潮見佳男「これまでの判例・学説の検討と本判決の評価」銀法676号8頁（2007年）。この主張の背景として、同『民法総則講義』（有斐閣、2005年）303頁以下参照。なお、鹿野・前掲注(17)102頁も、「本判決も、形式的には法的可能性説に立つが、実質的には、消滅時効の起算点につき権利行使の現実的 possibility を考慮する……判例の流れの中に位置づけられるべきものであろう」とする。

*72 良永・前掲注(26)89頁。